The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	パネルディスカッション
Author(s)	高橋, 明男
Citation	阪大法学. 2015, 65(1), p. 319-336
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75420
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

パネルディスカッション

以下は、平成二二～二四年度科学研究費補助金基盤研究（B）「諸外国の法曹養成と官庁・自治体実務修習の関連づけの調査と法科大学院への応用可能性」により、大阪大学において、平成二四年一二月八日に開催した国際シンポジウム「公的部門における法律専門家―その養成と役割の国際比較―」のパネルディスカッションの記録である。

（高橋明男）

※以下の文中の発言者は次の通りである。（発言順、敬称略、肩書は当時）

高橋＝高橋明男（大阪大学法学研究科教授、科研研究代表者、第一部司会）

ラバーズ＝ジェフリー・ラバーズ（アメリカン大学ロースクール教授）

ディートリッヒ＝ヤン・ヘンドリック・ディートリッヒ（ドイツ連邦行政大学教授）

佐伯＝佐伯彰洋（同志社大学法学部教授、科研研究分担者）

浦中＝浦中千佳央（京都産業大学法学部准教授）

北村＝北村和生（立命館大学法科大学院教授、科研研究分担者）

宮川＝宮川成雄（早稲田大学大学院法務研究科教授）

岡本＝岡本　登（大阪大学法学研究科教授）

佐藤＝佐藤英世（東北学院大学法科大学院教授、科研研究分担者、第二部司会）

折登＝折登美紀（福岡大学法学部教授）
森際＝森際康友（名古屋大学法学研究科教授）

Ⅰ　第一部　法曹養成（あるいは行政公務員養成）と法学教育における実務修習（インターンシップ）の位置づけ

※以下の討論においては、次の各項目を論点として提示した。
受け入れ先、受け入れ方法、成績評価、大学教育との関係、日本の官庁インターンシップ、日本の地方自治体インターンシップ、職業経験としての意義、各国の問題点又は課題・発展方向

高橋　「これから、基調報告と三カ国からの調査報告を踏まえたパネルディスカッションを行っていきたいと思います。パネルディスカッションのやり方ですが、コーヒーブレークを挟んで第一部と第二部に分けて行います。コーヒーブレイクの前に行う第一部につきましては、基本的には、法曹養成、それから法学教育における実務修習の位置付けを考えたいと思っております。

午前中の基調報告と先ほどの調査報告でもありましたように、アメリカにおいては、インターンシップがあります。ドイツにおいては、大学での勉強をしている間の、いわゆる実習、それから第一次国家試験、日本で言う司法試験ですが、第一次国家試験が終った後、行う修習、これは正に日本と同じように司法修習ということになりますね。そういうのがあるわけですね。フランスにおいては、午前中の浦中先生の報告、或いは先ほどの北村先生の報告でもありましたように、裁判官、検察官と弁護士、そして行政官は、全くそれぞれ別個の養成課程を経ているわけでありますが、それぞれ一応、実習或いは実務修習がありうるようであります。そして最後になりますが、これは宮川先生の方から報告していただきましたように、日本のロースクールにおきまして、エクスターンシップが実際に行われてきていますので、それぞれ一応似たような制度があるわけです。そこで、これに関しまして、それぞれの比較を行っていきたいと思います。

比較の項目としましては、冒頭に挙げたようなものを比較の指標という形で考えてみたいと思っています。つまり、どこが受け入れているのか、それから受け入れる方法に関して、どのような形で行われているのか、そしてこれは大学教育と少し関係しますが、成績評価は実際のところあるのか、誰がつけるのか。そして大学の教育というのは、一応どこの世界でもやはり理論教育がどちらかというと重点がありますが、それとの関係はどのように位置付けられているのかといったようなことを、それぞれ大体、各報告の中で出てきているとは思いますが、ここでもう一度確認しておきたいと思います。

そしてそれとの対比で、日本におきましては、中央官庁のいわゆる霞ヶ関インターンシップがあり、そして自治体におきましても、部分的な形ではインターンシップがございます。この地方自治体においてのインターンシップに関しましては、私どもの四人が実際に地方自治体に出かけたり、或いはその他の調査方法によりまして聞き取りを行った結果をまとめたものがございます。それによれば、少なくとも法科大学院というものを真正面に、それだけを単純に扱ったような形のインターンシップというのは少なくとも地方自治体では大々的には行われていないというのが我が国の実情です。ただ、部分的には行われているということもありますし、その点につきましては宮川先生からのご報告にもあったとおりであります。

いずれにしましても、そのような日本のインターンシップが他の国とのインターンシップ、或いは実習、或いは修習、そういうものと比べてどのように位置付けられるべきものなのかということを考えてみたいと思います。

あともう一つ、このインターンシップは、それぞれの報告の中でも繰り返し説明、或いは言及がされましたように、職業訓練という位置付け、或いは職業経験としての位置付けが非常に重要なものであるわけですね。そうするとそれはどの段階でするのが一番適当なのかという問題が当然考えられます。そしてその時期が違うと、やはりこれは職業経験、或いは職業訓練としての意味合いというのも変わってくるはずだということが言えるかと思います。そうするとそれは一体どの段階でどのような形で行うのが一番適切なのかという問題がそこから出てくるかと思います。そういうことも全部含めた上で、各国のそれぞれ現状での問題点のようなものがあるのかどうかということも議論できればと思っております。

ということで、今申したようなことに関してですが、とりあえず、先ずアメリカにつきまして、ラバーズ先生の方から少しま

とめていただけますでしょうか。」

ラバーズ　「はい。もちろん喜んで。今日一つ学んだこととしては、アメリカで弁護士になる、法曹になるというのは、日本やドイツ、フランスでなるよりも簡単だということです。アメリカにおいてはＪＤをもって卒業しますと、司法試験を受けますが、自分の選んだ州で試験を受けて、それに合格すれば仕事を探すことができるわけです。

佐伯先生が正しくおっしゃったように、約95％ほどのロースクールの卒業生が最終的には司法試験に合格します。でも実際の一回目の合格率ではありません。一回目の場合は、大体68～69％程度です。ほとんどの州では、試験を何回受けてもいいのかということに関しては制限がありません。ですので、頑張れば最終的には合格できるということです。

それから卒業後のトレーニングに関しても、アメリカではそういった修習はありません。幾つか例外がありますが。

一つの例外としてありますのは、いわゆるジョブトレーニングということで、多くの法律事務所が提供しております。若い法曹に対して提供しているわけです。そしてほとんどの州においては、法曹が、もしくは弁護士が継続的に法学の勉強をすること、そして免許を維持するということを義務付けています。何回かのレクチャーを聴いたり、認証を受けたプログラムに参加したりしなければいけません。その単位を取得することによってライセンスを維持するということです。

そしてインターンシップ、エクスターンシップということに関してですが、これの名称に関しては、宮川先生がおっしゃったことと少し違った見方をしています。インターンシップとエクスターンシップは、私たちとしては少し違った意味合いを持っているのです。この名称の違いは理由があるわけで、エクスターンシップと言いますのは、単位が得られるインターンシップというようなもので、学生はエクスターンシップをすることで、アカデミックな単位を得ることができます。インターンシップに関しては、学生達が自分達でこの経験を得ていくということ、そしてインターンシップの場合は給与が支払われる場合もあれば、支払われない場合もあるということです。エクスターンシップの場合にはそういった給与の支払いというものはありません。そうではなくて、アカデミックな単位が得られます。そこが私たちの場合の違いです。

エクスターンシップが今、増えてきていて、それから臨床教育も拡大してきています。三年間教室で勉強するだけでは十分に

実習ができないということが分かってきているからです。やはり実地での経験というもの、そういった研修が必要であるという認識が出てきているからこそ、エクスターンシップのプログラムが拡大してきています。

そしてディスカッションリストにある議論のテーマについてですが、エクスターンシップの受け入れ先は、我々のシステムの場合には、官庁もしくはＮＧＯや公益団体というようなところとなります。また、法律事務所の中にも、いわゆるボランティアワーク、つまり十分なサービスを受けられない人のための無料のサービスをすることを許しているところが一部あります。ロースクールの中には、法律事務所で営利の仕事をすることを許している大学もありますが、私の大学ではそれは許していません。

受け入れ方法については、通常は、単純に、学生と雇用主がアレンジをいたします。申請書を出して、それを受け入れるかどうかということになるわけです。雇用主の方では、無料で労働力を得ることができるので、人気があります。エクスターンシップ・フェアがとても人気があるのは、そのためです。政府の官庁やその他の雇用主がたくさんエクスターンシップ・フェアに来てくれて、エクスターンとして学生をリクルートしようとするわけです。

単位に関しては、エクスターンシップそのものには、合格か不合格かという評点はつきません。ただ、エクスターンシップに付随して行うセミナーに関しては単位がつきます。私がセミナーを担当するときには、参加をしている学生に単位を与えます。例えばプロジェクト報告を書いたり、レポートを書いたりとか、ディスカッションに参加している様子を見て評価するわけです。もっとも私がエクスターンシップに関して合格か不合格かを決めるには、雇用主のレポートで、実際に与えられた責任を果たしたことが書かれていれば、それで足ります。

セミナーが重要だということの理由は、やはり教室との橋渡しとなるからです。教員はなんらかの分野、私の場合は行政法を教えますが、それを議論をする上で、実際にその週のエクスターンシップで経験したようなことを絡めながら議論ができるのです。管轄を跨ぐ問題であるとか、また監督の問題であるとか、クライアントが誰かとか、そういったことに関してセミナーで議論することができます。

また、セミナー以外に、個別または小グループでの議論も行っています。それでフランクに学生とエクスターンシップで遭遇

するいろいろな問題について語り合えるようにしています。そういった状況ですと、機密保持をしたまま、情報漏洩を気にしないで、私と授業の中では話せないような話ができるということがあります。これぐらいにしておきましょうか。ご質問に答えることができていればと思います。」

高橋　「どうもありがとうございました。今のお話の中で、エクスターンシップ、インターンシップの言葉に関しては、また後で宮川先生の方からもコメントいただくことにいたしまして、とりあえず先にドイツに関して、ディートリッヒ先生の方から、少しアメリカとの対比でお話いただければと思います。特に大学教育と実務修習との関連ですね。今のお話の中でありましたとおり、単に送り出すというのではなくて、大学でのセミナーとを結びつけることによって、大学の教育の一環という位置付けが非常に明確になされているのではないかなと思いますし、あともう一つは、これは午前中のラバーズ先生のご報告の中にあった話ですが、大学のカリキュラムの中で、非常に多彩な行政実務を理解できるような科目を提供しているということを紹介していただきました。

確かにドイツでも、それはいわゆる選択科目という中ではありうるという話は、ディートリッヒ先生もされたかと思いますが、アメリカのセミナーほどの多様さがあるようには私はあまり思えなかったのですが、いかがでしょうか。それとまたもう一つは大学の段階での実習を、大学の側、或いは大学の教育として一体どのように位置付けるべきなのかというあたりに、少し重点をおいてコメントいただければと思います。」

ディートリッヒ　「先に二点、簡単なコメントをしておきたいと思います。先ず、今日一つ私が学んだこと、それは私達の国におきまして、やはりジェネラリストを養成していくべきだという点です。私達は開かれた心で問題解決ができるような人間を求めているのであって、ケースを扱う法律の機械が欲しいわけではないのです。では、法学教育は、そういったジェネラリストを養成するのに適当な方法なのでしょうか。私は、その答はそうとも言えると思います。もし法学教育が教義とか法学的方法論とか、理論とかを学際的なコミュニケーションのようなまさに実際的な技術に結びつけることができれば、それは成功だと言えるでしょうし、ここで問題となっている論点にもつながってくると思います。

二つ目のコメントをさせていただきたいと思います。それは、実務研修は大学の教育の一環として行うべきであるということです。私が先ほどご報告しましたように、ドイツにはエクスターンシップの制度はいまは存在しませんが、インターンシップの方はございます。しかし、インターンシップは実はあまり上手く機能しておりません。それは多くの学生は、近隣の法律事務所で少し楽しんでくるだけだということなのです。本当に真剣に捉えている学生は少ないという状況があるのです。先ほどラバーズ先生にお話しいただいたアメリカのモデルから学べることは、やはり成績をつけるべきだということです。もしエクスターンシップとかセミナーに成績をつければ、学生ももう少し真剣に取り組むのではないかと、それがドイツの問題の解決法の一つになるのではないかと思っています。

ひとつ私からの質問ですが、後ほど答えていただければと思います。それは、一体誰が成績をつけるのかということです。こういった実務の研修について、エクスターンシップがその例だと思いますが、私たちの実務修習期間では、例えば省庁の監督官と法律事務所の弁護士の間で成績の付け方が違ってくるという問題が往々にして起こります。弁護士は修習生に対して甘い成績を付けるのに対して、裁判所で付ける成績は大変辛いのです。こういったことが、エクスターンシップをドイツでも実施するにあたって問題になり得ると思っています。」

ラバーズ「成績ですけれども、エクスターンシップのセミナーのコースで私は成績をつけますが、再度確認しておきます。エクスターンシップの成績は合格か不合格だけです。その場合に唯一参考になるのは、監督者からの報告、つまりこの人が責任をきちんと全うしてくれましたという手紙だけです。なので、アメリカにおいては、そういった問題はありません。私たちは、単に、監督者からの報告に基づくセミナーの成績だけを与えるのです。」

高橋「ドイツにおいては、在学中の実習については、受け入れ側がきちんと実習に行きましたというような証明は出すはずですね。アメリカのエクスターンシップの場合もそれと似たようなものかもしれないですね。」

ラバーズ「そうですね。似たような感じだと思います。ただ、私の方で学生がこのエクスターンシップに真剣に取り組んでいる、単に楽しみで行っているのではないということを確実に確認するもう一つの方法があります。それは、学生に毎週報告を書

かせるのです。そして、学生が行ったことについて学生と話します。また、学生には課題を与えていて、私の場合であれば、例えば行政機関の中でいろいろな人にインタビューをしてこいとか、課題を出すわけです。なので、学生が実際にきちんと仕事をしているのかどうかを確認することも可能です。

雇用主の方は、学生を受け入れることに合意したならば、実質的にはある種の契約に署名するようなものなのです。つまり、そこには、学生には実際の法律の仕事をやらせるということが含まれているのです。コーヒーを持ってこさせるとかコピーをとらせるとかいったことではなくて、弁護士が実際に事務所で行うような仕事を学生に与えなければならないのです。」

高橋　「結局これは、ドイツの場合には、大学の段階で行う実習が、実際のところは職業とはほとんど結びついていないということが一つの原因としてはあり得ます。アメリカの場合には、エクスターンシップは、実際にロースクールを終えた後の就職と無関係ではないと言えると思いますが、それがドイツの場合には、少なくとも大学の段階での実習はとりあえずそれとは切り離されている。実際に就職するのは第二次国家試験が終った後ということになりますので。そこの時間的な差というのも少しあるだろうと思います。」

佐伯　「一つだけラバーズ先生に確認しておきたいと思いますが、私が聞いたのもアメリカン大学の話です。エクスターンシップのような臨床法学教育についてもランキングが全米で出るのですが、私の記憶ではアメリカン大学は全米で第二位のランキングだったと思います。いま、話題になっているセミナーを実施していることがアメリカン大学の一つの特徴になっているということですが、他のロースクールでは、ほとんどがこういうセミナーを持っているわけではないですね。アメリカのロースクールでも、エクスターンシップ先に丸投げみたいな形で、現場で実習しましたというだけで済んでいる、そういったロースクールもたくさんあるというふうに理解してもよろしいでしょうか。」

ラバーズ　「もちろん他のロースクールがどういう状況なのか私の方ではわかりません。私どものスクールが第二位というのは、臨床法学教育においてということです。エクスターンシップのプログラムについては特にランキングは設けられておりませんが、おそらく、私どもはわが国の中でもよい部類のエクスターンシッププログラムを持っていると見られているのだろうと思います。

というのは、セミナーへの参加者数が非常に多く、また、過去に行われたエクスターンシップへの参加と学生の評価のデータベースも提供しているからです。ですので、私どもは大変しっかりしたエクスターンシッププログラムを持っていると自負しております。

ただ、先ほどの佐伯先生の報告でもありましたが、他のスクールは学生をワシントンＤＣに送り込んでくるのですが、通常、その場合には学生と共に教授も送り込んでいて、学生と共にセミナーを行っています。ですので、私どもだけがそれを行っているということではありません。」

高橋　「実を言うともう少し、まだアメリカ、ドイツの関係を聞いていたいという気が私はするのですが、時間のこともありますので、先ずここでフランスのことについても改めてお聞きしておきたいと思います。

フランスにおきましては、浦中先生のご報告でもありましたとおり、行政官とそれ以外の法曹は全く別の形での養成という形になりますので、先ほど来の話が、全く同じレベルでできるということはないのは間違いないのですが、実際のところ、行政官の養成過程の中にある実務修習において、一体法律学をどのような形で活かしているか、或いは逆に言うと、実際の行政実務の学習を行政官の養成過程においては、法学教育課程の中に組み込んでいるのかというあたりを、先ずはお聞きしたいという思うのですが、よろしいでしょうか。浦中先生、或いは北村先生どちらでもいいのですが。」

浦中　「それでは少し、先ほどご説明できませんでした法学教育における実務修習のことについて、少しそれに関連してご説明したいと思います。先ほどから、「ボローニャ宣言」、「ボローニャプログラム」というもののお話が出ているのですが、フランスもそれに参加するようになりまして、二〇〇〇年以降、フランスのカリキュラム、大学における課程が大幅に変更になっております。

日本で言う学部卒、つまり高校を卒業してから四年目というのは、フランスでは高校を卒業してから三年目となっております。それをリサンスと呼んでいるのですが、それが高校卒業後三年目ということであります。その後、マスターということで、日本で言うところの修士課程ということになるのですが、そのマスターというのは二年の課程で、マスター・アンというのがマス

ターの一年目、マスター・ドゥというのがマスター修士の二年目ということになっております。マスター・アン、マスターの一年目で終ってもいいし、マスターの二年目で終ってもいいということですが、今のフランスの現状では、ほぼマスター・ドゥ、つまりマスターの二年目、つまり高校を卒業してから五年間は大学にいないと公務員だけではなくて、就職は、民間も含めてかなり厳しいということになっております。

それともう一つ、フランスと日本の状況ですが、法学部に関して、やはり法科万能というものがあるかと思います。例えば、我々大学時代の友人、文学部とか法学部、その他の学部の人達といろいろ話をしていると、文学部卒業の方は成績のつけ方が非常に甘いと言います。法学部の先生の方は非常に厳しいと言います。どういうことかと言うと、法学部の出身者は、大体、多くの人達が公務員試験を目指す、或いは弁護士に、法曹に行きます。そうすると大学時代の成績はあまり関係ありません。資格試験、競争試験に受かれば自動的に職が得られる。しかし文学部では民間に行く人が多いので、やはり大学時代の成績が重要になってくるので、大学の先生もそれを勘案して緩めに成績をつける。そういうような話を聞いたことがあります。

少し余談になりましたが、マスター・ドゥ、高校を卒業後五年目の課程は、これも研究者コースと職業コースに分かれております。研究者コースと言いますのは、将来博士論文を書く人が取るコース、職業コースというのは、高校卒業後五年目で世の中に出て、民間に行くなり公務員試験を受けるなりという人達向けのコースというものです。そして、職業コースを取った学生には、インターンシップが義務付けられています。

このインターンシップのことをフランスではスタージュと呼んでいます。法律系、或いは政治学系の方々は行政機関にも当然インターンシップに行くのですが、その中でも国際機関とかＥＵの機関に行く人がフランスでは結構います。例えばユネスコであるとか、或いはヨーロッパ議会であるとか、ヨーロッパ理事会、或いはその他ヨーロッパ連合の機関、そういうところにインターンシップとして行くというケースが結構ありました。ほかにはＮＰＯ、ＮＧＯと言った方がいいかと思いますが、例えば私の知り合いで、ヨーロッパ法のマスター・ドゥ、マスターの二年目をやっていた方は、「国境なき弁護士団」という組織にインターンシップに行っていました。「国境なき医師団」というのは結構有名かと思いますが、「国境なき弁護士団」というのは、

「国境なき医師団」の弁護士版で、例えば、その私の知り合いがやっていたのは、一〇年以上前ですが、ベルギーの「国境なき弁護士団」というＮＧＯでルワンダの戦犯法廷に携わるというものでした。また、ある友人は、私が住んでいたフランスのトゥールーズにある国際弁護士事務所でインターンシップをしていました。トゥールーズというのは人口四〇万人ぐらいのフランスで言う中規模程度の都市ですので、そういう国際弁護士事務所というのは確か二、三しかなかったと思いますが、彼は、ヨーロッパ法、国際法をやっているということでした。

大体インターンシップというのは三ヶ月やりまして、必ずレポートを出して、インターンシップ先の先生方にそのレポートを見てもらう、それを提出するというのが、このマスター・ドゥ、マスターの二年目の卒業要件となっておりました。

もう一つは大学の方の授業で、インターンシップまたはエクスターンシップという、学生が外に出て実務をするという方法と並んで、大学の方に外部の関係者の法律の専門家の方を呼んで講義をしてもらうということはかなり頻繁にありました。例えばトゥールーズ市の弁護士の会長であるとか、その他若手の有能な弁護士に大学の講義に来ていただいて、講義をしてもらう、或いは、これは法律系の方ではありませんが、「警察と社会」というマスターの二年目のコースにフランスの軍需産業のセキュリティーの担当の方を呼んで授業をやってもらうといったものです。その中で産業スパイの問題であるとか、インターネット上の問題などを学生の前で喋っていただくという講義がありました。

ということで、学生が外に出て行ってインターンシップをやるというのと同時に、やはり弁護士の先生やその他専門家が大学に来て実務的な内容を学生の前で喋るというのが結構フランスの法学部では見受けられたような気がいたします。」

北村「ちょっと補足します。実務研修についてですが、シアンスポについては若干調べましたのでそれについてのみ報告いたします。パリ国立政治学院シアンスポの場合、やはり外部への実務研修をやっております。成績のつけ方についてみ申し上げておきますと、成績はつけるそうです。五段階でつけると言っておりました。誰がつけるかというと、研修先の研修責任者、メートルドスタージュと言いますが、そういう立場の方が五段階で成績をつけて、それをシアンスポに提出して成績として見ると言っておりました。

それと、先ほどラバーズ先生も報酬について少しふれられましたが、フランスの場合であれば外部への研修に学生が行きますと、これは法律の規定によりまして給与はもらえます。学生は、従って原則給与は貰えるのが一般的だということです。先ほどの報告で私はシアンスポの学生はあまり役所には行かない、公務員のところには研修に行かないという話を申し上げましたが、その理由はそれでして、役所はお金があまり無いので学生に給料を充分払えないわけです。民間企業の方が高い給料が出るので学生はそちらを好む傾向があるというのがシアンスポの担当者の説明でした。以上です。」

高橋「はい。ありがとうございます。まだ日本に関しての話が全然出てきていないので、ここで宮川先生と岡本先生に少しご発言いただきたいと思います。宮川先生は、エクスターンシップにこれまでずっと携わってこられているわけですが、今のような話を受けた形で、日本で果たしてエクスターンシップというものを上手く機能させるための条件というのは一体どのようなものがあるのかということに関して、その時期とか或いは受け入れ先も含めてですが、少しコメントいただければと思います。それとあと先ほど言葉の問題もありましたが、それもまたお願いします。」

宮川「最初に言葉の問題として、私の説明で、受け入れ先から見たらインターンシップになるけれども、送り側から見たらエクスターンシップになるという基本的な考え方はラバーズ先生も同意してくださるのではないかなと思います。そう言いますのも、インターンシップは受け入れ側から、お金を出す側から見ているわけで、そして大学側としてはお金が出されればそれは給与を得て仕事をしているわけですので、教育ではないということになりますから、大学側からすると単位にならない活動ということになると思います。

それから、日本でエクスターンシップが上手く実施されるためにはどのような条件があるかということですけれども、これはやはりどの時点でエクスターンシップに学生を参加させるのかということに大きく関ってくるのだと思います。特に先ほど守秘義務のことを申しましたが、早い段階で学生を外に出せば、それだけまだ社会性が養われてないところで実務に就くわけなので、守秘義務等々、様々なことで注意をしなければ不測の事故が起きるということになります。ただ、出来るだけ早い段階で実務の現場を経験させることによって、これまで小学校から始まる学校教育という場で、ずっと学校で書物を通じて勉強をするという

姿勢を大きく変えて、専門的な職業人になるという意識をもたせるという意味では、法科大学院の早い段階でエクスターンシップに出すということも必要だろうと思います。

ただ逆に、エクスターンシップ先でどれだけの仕事を実際にさせてもらえるのかという点になりますと、やはり高学年になった方が基本的に必要とされる法律の知識等々がついていますから、単に見学だけではなくて、実質的に実務の作業をまかせてもらえるということになりますので、どの時点でエクスターンシップに出すのかという実施の時期というのが、エクスターンシップの充実さを決定する重要な要素であろうと思います。」

高橋　「ありがとうございます。ここで岡本先生の方から、実際に官庁で働いておられた経験ということも踏まえてお話いただきたいと思います。先ほど来、例えばフランスでは学部がもうすでに三年で一応終るという形のボローニャプロセスに合わせた形になってきているけれども、三年では実際のところは、例えば公務員の場合だったら、少なくとも上級職という形にはならないというような話でした。日本では、現状では、依然としてやはり多数派は学部卒で、国家公務員になるわけです。ただ、官庁の方からしてそれで他の国と比べて充分と考えておられるのでしょうか。例えばフランスではあともう二年勉強しないと充分ではないと考えられている。ただ、そうしたらその場合に、その二年間に何の勉強をしてもらったら官庁の方からしてみたらいいのか。そこで同じように理論教育をしていて何か意味があるのか。そうではなくて、やはりそこでは実務教育をした方がむしろ意味があると言えるのか、どうなのでしょうか。

あともう一つ、先ほど来、例えばアメリカン大学のラバーズ先生の話にあった、非常に多様なセミナーを提供しているという中には、おそらく行政実務の方が担当される科目も当然含まれていると思いますが、そういうことを実際のところやれる体制というのが日本の行政の方にはあるのでしょうか。

さらに、これも大きな話ですが、エクスターンシップを実際に実施した場合、日本ではインターンシップと言われますが、それを受け入れる体制が行政側にあるのかどうか。非常に大々的に、成績をきちんとつけるとかいう形で行った場合、問題は生じないでしょうか。霞ヶ関インターンシップは人数は大した規模ではないですね。それをもっともっとたくさんの学生を受け容れ

て、例えば法学部までも含めた形で、或いは他の法学系の大学院も含めて実施するということを本当にできる体制があるのでしょうか。これは地方自治体の場合ではもっと他に大きな問題があるかもしれませんし、それはまた今日お越しのフロアの方からもコメントいただければと思いますが、とりあえず中央官庁でのご経験で差し支えない範囲でお答えいただければと思います。」

岡本「はい。法学研究科の岡本でございます。私は今、高橋先生のお話にもありましたように、去年（二〇一二年）の夏、八月から財務省から出向の形で参っております。身分上、私も公務員を引き継いではおりますが、政府を代表して答える立場にはありませんので、あくまでも私の個人的な意見として述べさせていただきます。

先ず、今ご指摘があったように、確かにいわゆる新卒の採用、要するに公務員の採用と言っても中途採用もありますので、いわゆる新卒の採用という全体像で言えば、おっしゃったとおりです。但し、理科系は別です。理科系の専門職、技術職、これは結構大学院卒が多いです。ですけれども、いわゆる事務職の採用については、学部卒の方が法律職中心に多いというのはおっしゃるとおりです。

昨今、大学院卒からも人材を求めようということで、大学院卒の枠が増えて来ているし、今日お話しのロースクール生というのは正にその一つだと思いますが、現状で申しますとどちらかと言うと、宮川先生のレジュメやお話にもありましたが、私がこれまで対応した範囲内では志望学生はロースクール生よりは遥かに公共政策大学院の院生の方がほとんどです。むしろそれができて以降、本当は学部の四年生で就職を決めるはずが、行きたかった役所に内定がもらえなかったので、どちらかというとそのまま公共政策大学院、いわゆる行政大学院に行って、また再挑戦するというのが実体としては相当数あると思います。

採用側、或いは役所の側からの視点で見ますと、結局霞ヶ関でやっている仕事を大きくまとめてしまえば、政策を企画立案し、そのための立法措置を講ずる。もちろん国会を通すわけで、それは政治家が担うわけですが、いわゆる議院内閣制の下で大半は内閣立法です。従って、その法案を作るというのが大きな仕事で、それと共にその政策を進めるためのインセンティブ措置としての補助金等の予算、それから税制、或いは公的金融といった施策を財務省等から獲得してくる、それをいわゆる政治プロセス、すなわち与党との調整を含めて付けた上で前に進めていくというのが、主な中央官庁の役回りです。もちろん執行機関をもって

いる役所は執行部門でも法律専門家を採用していますが、大きく中央官庁の本社機能、ヘッドクォーターのところで言えば、そういう機能に集約されるという目から見ると、新卒採用ということで言うと、仮にロースクールで二～三年法律的知識を更に学んでこられて、司法試験にも合格されたとしても、それだけで直ちに立法ができるかと言うと、そうではないと思います。そういうコースがロースクールの側で用意されて、その内容も充実してくれれば、且つ、それが学部学生と比べて有意に差があるとなると、また状況が違ってくると思いますが、そうでないとなかなかロースクール生と学部生の差が明らかにあるとは見なせないのではないかと個人的には思います。

ただ逆に言うと、執行機関を中心に本当の意味での法律専門家が必要な実態も実は一方で生じていまして、例えば私の経験でも、国税局では、これはいわゆる任期付公務員ということで、別途の法律がありますが、いわゆる弁護士といった資格の必要な方々を五年を限度に雇うということがあります。これらの場合は、訴訟手続そのものではなく、ご存知のとおりそれは法務省が直接やっていますが、例えば、その準備作業も含めた事務とか、或いは行政訴訟の起こる法的リスクを低減する観点からのチェックとか、そういうことを担っています。そうしたことは役所を見ても、もちろん執行を市町村に降ろしているところは国の問題ではなく、市町村自治体の問題になりますが、それ以外に、実際に国が執行機関を抱えてやっているところは、そういう問題が傾向としては増える方向にあると思います。

それから、インターンシップの受け入れ側のマンパワー的な体制というお話がありましたが、中央省庁の例で申し上げますと、正直言うと事務の繁閑がありまして、また学生の皆さんに見て頂く、或いは研究の一環にして頂くというのに適切な課、セクションというのは限られますので、なかなか限度がある、マンパワー的にも、職務内容からも限界が、或いは限度があるというのが実際のところです。ちなみにご存知のとおり国家公務員の数は減って、少ない人数でより多い仕事をしていることもあり、なかなか正直申し上げて物理的限界は、少なくとも霞ヶ関については多い。地方出先機関だとそうではないと思いますが、霞ヶ関についてはなかなかどこも厳しい状況だと思います。ただ方向としては私自身は出来るだけ協力できる範囲内で増やしていった方がいいとは思います。とりあえず、以上でよろしいでしょうか。」

高橋「はい。ありがとうございます。今の段階でパネリストの方から一言何かご発言を、はい、ではラバーズ先生、お願いします。」

ラバーズ「エクスターンシップについて幾つか言わせてください。アメリカでは、アメリカン大学の例ですが、エクスターンシップのプログラムは二年目と三年目の学生だけに限られていて、一年生に関してはエクスターンシップはできません。

もう一つ、私がはっきり説明できたかわかりませんが、エクスターンシップは通常の一四週間のセメスターを通じて行われます。日本では春休みとか夏休みにエクスターンシップをしているということですが、アメリカでは通常のセメスター中にあります。

それから三つ目、セミナーは行政法の専門家が必ず担当しなければならないとは考えません。それ以外の科目の教員がセミナーを担当するということも実際多くあります。例えば、セミナーにおける議論の仕方とか、弁護士の役割とか、或いは法倫理といった事柄について、セミナーを担当しています。

それと、政府職におきまして、弁護士が政府で職を得る時、エントリーレベルというのはいわゆるＧＳ11です。この出だしのレベルから入って、数年かけてキャリアを上がって行くわけですが、最初から上級職に就くわけではありません。

最後にもう一つだけ、これは岡本先生に向けたコメントですが、岡本先生のご意見では、今の時点ではロースクールの卒業生と学部卒業生の間にあまり差が日本では見られないということだったと思いますが、少しそれをお聞きして驚きました。と言いますのも、私が勤務している立命館大学では、大阪大学とか同志社大学とかもそうだと思いますが、ロースクールの学生は本当に真剣に取り組んでいるようです。学生たちは一日中、そして夜遅くまで勉強をしています。本当に一生懸命勉強に没頭しているわけですが、学部生はそれほどでもないと思います。それほど真剣なようには見えません。なので、差がないというのは少しおかしいのではないか、ロースクールを卒業していれば、司法試験に通らなかったとしても、政府の機関に行ったとき、学部生より多くの貢献はできるはずだと思います。」

岡本「ご指摘ありがとうございます。説明が舌足らずで申し訳なく思います。私の言わんとした趣旨は、もちろんロースクー

ルで学ばれて修了されているからには法律分野における学力の差は、修了していない場合に比べてあると思います。あると思いますが、申し上げたかったのは、いわゆる省庁の側の採用の論理と申しますか、欲しい人材という目で見た場合には、欲しい人材に求める能力は、必ずしも法律的な知識とか、法的な解釈力だけではなくて、むしろコミュニケーション能力から始まる法律的な素養以外があり、それから法的分野について言えばむしろ立法的な作業ができるかどうかというところだということです。ですから、そのためのロースクールのプログラムが提供・充実されるとかいうことになってくると、また状況は違ってくると思います。」

ディートリッヒ　「宮川先生に一つ短い質問です。エクスターンシップについて、日本のお話をしてくださいましたが、日本におきまして、ロースクールを終えてから司法修習の期間がありますね。日本では一年間だと思いますが、ドイツでは二年間です。エクスターンシップではなくて、こういったドイツのモデルのような実務修習を日本でそれをすることが解決策になりますか。」

宮川　「従来の制度では、司法試験に合格した後、司法修習は二年間だったのです。そして九〇年代の半ばぐらいになってからそれを一年半に減らして、そして法科大学院ができてから一年にしたのです。その理由は法科大学院は法学部のような理論を教えるだけではなくて、実務教育もすべきである、プロフェッショナルスクールでなければいけないということで、ロースクールの三年間の中に何らかの形で実務的な教育をするので、司法修習は従来のような二年とか、或いは一年半ではなくて、一年でいいだろうという考え方なのです。」

ディートリッヒ　「でも司法修習の研修所がありますね。この研修所というのがやはり法律専門家への門番として機能しているわけですね。一年間でも必要で、研修所が受け入れることができる学生数が限られているがために司法試験の合格者数を制限していると私は認識していますが。」

宮川　「法科大学院で実務教育を充実すべきであるという考え方をとっているもの、およびロースクールの修了者がもっと司法試験に合格するという形にすべきであるという立場をとっているものは、司法修習という制度は基本的に廃止されるべきであるというふうに考えています。そして、従来、制度の元々から司法修習というものは裁判官になるトレーニングというものが中心

になっていて、今現在、毎年二千人の合格者が出ているわけですが、基本的には裁判所での裁判修習が刑事と民事の分野であって、そして検察庁での修習と、そして弁護士事務所での修習というふうに二ヶ月ずつになっているのですが、裁判実務を中心において、検察、そして弁護士の仕事についても基本的には訴訟関連文書の起案を中心にやりますので、裁判所にいかに迷惑を掛けない書類が書けるかと、極論をすればそういうことになると思います。けれども、毎年何人の新しい裁判官が採用されているかと言うと、九〇人ぐらいなんですね。九〇人ぐらいを裁判官としてトレーニングするために二千人に対して同じような教育をしているというのは、大変無駄と言いますか、非効率な教育をしているというふうにも言われます。それから二千人の合格者の圧倒的多数が弁護士になるわけで、そして弁護士が必要としている実務についての教育というのはほとんどなされていないということで、現在の司法修習というのは、任官する裁判官の数が少ないのに対して司法修習生が多いという意味ではオーバーインクルーシブであって、圧倒的多数が弁護士になるのに対して弁護士のトレーニングは少ないという意味で、アンダーインクルーシブというように、両面から不十分な制度であるという指摘があります。」

高橋　「会場には、例えば地方自治体の方とか、或いは大学でも学生の送り出しにあたってこられているような先生方とか、いろいろおられるかと思いますが、いかがでしょうか。」

宮川　「事前に自治体の方々からも今回のシンポジウムに関心が高いというふうに聞いておりますので、その点について一点補足をいたしますと、明石市が弁護士資格を持った形で法科大学院修了生を、毎年、といっても始まったばかりですから始めの年が多いということになるんでしょうけれども、四人ぐらい採用しているというようなお話があって、業務として考えられているのは、市民に対する法律相談なんですね。それは外部、すなわち地元の弁護士会に弁護士を派遣してもらって、法律相談を担当してもらうというよりも、市役所の中に弁護士を抱えて、市役所の中の法律的な問題を担当しつつ、そして市民に対する法律相談をやるということのメリットということが言われているのですが、同時に考慮しなければいけない負の側面もあって、市民の法律相談というのは何も市民同士の問題だけには限らず、市に対するいろいろな問題というのがあるわけなので、利益相反ということが起こりうるというような指摘もあります。」

高橋「ありがとうございます。まだまだ地方自治体は弁護士を使いこなせるような状況にはなっていないのではないかなというような印象を私自身はもっています。今日来ておられる中には、いわゆる政策法務とか政策法学とかにも関っておられる人も多数来ていただいているかと思います。どなたか何か質問やご意見はないですか。

それでは、コーヒーブレイクの時間になっていますので、非常に活発なご議論をいただきまして、パネリストの方々どうもありがとうございました。とりあえず一旦ここで三〇分間のコーヒーブレイクとします。三〇分後に第二部を始めたいと思います。」

Ⅱ　第二部　公的部門における法曹又は法律知識を持った者（法律職）の位置と役割

※第二部の論点は、次のとおりである。

（1）公的部門における法曹又は法律知識を持った者（法律職）の採用

採用方法、応募資格、採用試験の内容（求められる資質・能力）、他分野出身者との競争

（2）公的部門における公務員の研修

研修の仕組み、研修の内容、職務との関連

（3）公的部門における法曹又は法律職の固有の役割

配属先、日常的な業務執行における役割、対外的な交渉・紛争における役割、訴訟代理、法曹間（裁判官、弁護士）の人事交流、他分野出身者との競争、他の専門職との協働、私人との協働、パラリーガル的な有資格者との関係（行政書士、司法書士、公証人、税理士、弁理士、社会保険労務士、建築士、通関士等）、将来的な発展方向（公務員制度改革、公私協働、法学教育改革）

佐藤「それでは、パネルディスカッションの第二部に入っていきたいと思います。テーマは公的部門における法曹又は法律知

識を持った者（法律職）の地位と役割というテーマになっております。

ただ、テーマがやはり抽象的でもありますし、広いということもありますので、三つほどにテーマを更に細分化して議論を進めて参りたいと思います。私、佐藤がこの第二部の司会を務めさせていただきます。

三つのテーマのうち、先ず初めに、公的部門における法曹、または法律知識を持った者の採用の問題についてです。とりわけ具体的な中身としましては採用方法の在り方ですね。それから応募資格の問題、そして採用試験の内容ですね。特に求められる資質とか能力、そして、いわゆる他分野出身者との競争の有無等について議論して参りたいと思います。これについても第一部と同様に、アメリカ、ドイツ、フランス、そして日本の比較ということをやっていきたいと思います。

いつもトップバッターで申し訳ございませんけれども、先ずラバーズ先生、この点に関して若干コメントをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。」

ラバーズ　「佐藤先生、どうもありがとうございます。アメリカは先ほどと同じように、あまり縛りがないということが先ず言えると思います。法曹として政府で働くということに関しても、ここで比較されている他の国に比べて比較的易しいのではないかと思います。

政府で法曹として採用されるために求められる資格として挙げるとすれば、先ず州の司法試験に合格しなければなりません。あるどこかの州での司法試験に合格をしなければならないのです。しかし、その司法試験に合格する前に職を得ることも可能です。採用されてから一八カ月間以内に司法試験に合格すればよいということで、一回か二回は試験に合格しなくても大丈夫なのです。

では、法曹として政府に採用されるにはどうすればいいのでしょうか。連邦政府にも様々なポジションがあります。職によっては法曹のみの職というものがあります。つまり、弁護士でなければ得られない職が幾つかあります。その他のものについては、例えば法曹であることが有用かもしれないけれども必須ではないというものもあります。法曹が就く職種として、大体二つから三つのカテゴリーがあります。

先ず一つ目は、一般法曹アドバイザーというポジションです。その職務を余さず説明するのは難しいのですが、省庁の内部の問題について法的なアドバイスを行うというものです。これはリティゲーター、訟務弁護士でなければなることができません。その多くが司法省の職ですが、それは訴訟で代理するからです。他の省庁でも、数は少ないですが、自ら訴訟で代理するところもあります。そういったところでもリティゲーター、訟務弁護士が雇われます。

それから、特別なものとして、報告でも言及しましたが、行政法審判官という職務があります。これは高いレベルでの法曹のための職であり、特別な資格が必要になります。七年間の弁護士としての経験が必要で、さらに試験に合格しなければなりません。行政法審判官になるための任用システムがありますが、非常に複雑なものです。応募には参照付のとても長い応募書類を提出しなければなりませんし、更に面接を経て筆記の試験も設けられています。しかしこれは行政法審判官のみについてです。

公共サービスにおける通常の法曹に関しましては、試験はありません。ポジションに空きが出た場合に、弁護士がやってきて応募して、その場で合意が成り立てば雇用することもできます。もちろん、そのような形で採用が決まるということはあまりありません。通常は、行政機関はオープンな競争を行おうと考えます。ポストに対する公募をかけて、応募を受け取り、審査を始めてリストを絞り込んでいって、五人程度の人を選んで、その中から一人を採用するというようなことになります。エントリーレベルのポジションではこのような形で決まっていくわけです。上級のポジションが空きますと、その場合には、別の官庁から人を採用するということも多くあります。このような採用のプロセスというのは非常に柔軟性があるものです。そして、この法曹の役割というのは、報告で申し上げましたように、例えばアドバイスをすることから、裁定をすることや、またルールをつくったり、人事、雇用の平等確保、差別の申し立て、情報公開といった一般的な行政的、内部的な仕事をすることまで多岐にわたります。

アメリカにおいては、弁護士は様々なことを行います。直近の三人の大統領は弁護士の資格を持った人でした。ヒラリー・クリントンも弁護士です。政府の秘書業務に携わる中にも、弁護士資格を持った人はたくさんいますが、必ずしも弁護士の仕事をしているということではありません。法的素養を持つことは多くの人が求めようとするもので、アメリカではロースクールに行

くことだけで、いろいろな分野での仕事を得るチャンスが得られる助けになるということです。

また他の分野からの候補者との競争ということですが、もちろん公共政策のスクールからも政府の職に対する候補者が出てきますが、法曹のための職の候補者にはなり得ないわけです。法曹の職は法曹だけに留保されています。公共政策スクールの卒業者は、やはり行政機関の中の重要な政策に関する職に就こうとするでしょう。官庁で公共政策スクールの卒業生をたくさん雇っているところは、アメリカでは行政管理局がありますが、この機関はホワイトハウスの中でも大変重要な行政機関です。というのも、ここは単に予算をコントロールするだけではなく、行政の規制のコントロールも担っているからです。この機関は行政規制が行われる前に審査します。そして、この機関のたいていの人は公共政策スクールの出身者です。

佐藤　「大変詳しい説明をしていただきまして、ありがとうございます。

進め方の問題ですが、これら三つの個別の問題について、先ず基調報告をしてくださった先生方を中心にお話をいただいて、その後に議論をするような形を取っていきたいと思います。

それでは次にディートリッヒ先生、ドイツのお話をお願いいたします。」

ディートリッヒ　「佐藤先生が説明されたように、ドイツにおいて支配的な採用の手法は、学生或いは修習生の国家試験における成績によります。国家試験の成績次第で公務員になれるかどうかということが決まってくるわけです。点数が素晴らしくなければ公務員にはなれません。修習生のうちのおおよそ上位一〇％のみが公務員になり得ます。従って、要求されるレベルは大変高く、ドイツの行政に入ってくる法曹は、すべてのケースとは言えないまでも、おしなべて優秀だということができるでしょう。

また、試験の内容ということですが、これはアメリカの状況とは少し異なっていると思います。また、日本のロースクールのシステムとも異なっていると思います。ドイツにおいては、学生達は、学生として研修を受けている時に単位を稼ぐということはありません。彼らは四年間の準備期間において最終試験に備えるわけです。その期間に学んだこと全てがこの最後の試験の範囲となるわけです。これは非常に残酷な条件とも言えるでしょう。と言いますのも、何が試験に出るかが全く分からないわけです。でも一方では、ドイツの学生は、もしくは卒業生は、他の分野からの候補者との競争がないという点では、幸福です。報告

で申し上げましたように、行政職を得るための法曹の特権があります。法曹に対する需要が公共サービスにおいて大きいのです。これが私の質問への答です。」

佐藤「どうもありがとうございました。そうしましたら、次にフランスについて浦中先生、或いは北村先生でも結構ですが、お話をお願いいたします。」

浦中「それでは、フランスにおける法曹、または法律知識を持った者の採用が、公的部門ではどのように行われているのかということをご説明したいと思います。

基本的に公務員の採用は、二通りありまして、一番多いのが外部採用ということです。日本の公務員試験と同じように、大学を卒業した人から競争試験で外部採用します。もう一つ、内部採用というものもありまして、もうすでに何らかの形で公務員になっている人達が、例えば職団、職群を変えるために内部で新しく採用されることがあります。

少し外部採用について、特に公務員試験のことについてお話ししたいと思います。この外部採用ですが、国家公務員の方は、私もよく分からないので、フランスの地方公務員のことについてお話ししたいのですが、報告で様々なカテゴリーがあるという話をしました。カテゴリーA、カテゴリーB、カテゴリーCという分類です。カテゴリーAとカテゴリーBというのがフランスの、特に大学を出た人達が受けるもので、カテゴリーBは高卒だと言いましたが、やはりカテゴリーAという枠は、競争が非常に厳しいですので、カテゴリーBにレベルを落として受けている方々もいます。

先ほどの報告でお話ししましたが、法律職ではなく行政職の方もやはり法律的な知識を持った人達が受けます。それに関して何らかの制限があるのかですが、例えば弁護士であれば、必ず法学部の卒業というものが要件となっていますが、公務員試験の場合にはそれがありません。

ただ、公務員試験の内容を見てみますと、先ず論述と口述がありまして、論述の中では文化一般というものに関して論述します。その中に法律が入ってきまして、行政法などが入ってくるということで、やはり、法学部出身者、法学の知識を持った者が非常に有利になってくるということになります。それと、語学の試験もありまして、確か英語が必修だったと思いますが、もう

一つの言語ですね、例えばスペイン語とかアラビア語とか、ドイツ語とか、そういうものも参考点として受けられるということです。その試験では、例えばスペイン語やドイツ語で書かれた文献や新聞を要約しなさいとか、そういうようなことが出題されます。

特にこの文化一般の論述ですが、これが非常に曲者でありまして、やはりフランス語で何かを論述するというのは様々な決まりがありまして、優秀な生徒ほどきちんとしたフランス語を使い、きちんと理路整然として論述ができるということであります。ですから、フランス人は中学校からそういう小論文と言いますか、そういう論文の訓練をするわけです。それが非常にフランスでは重視されるということです。

次に公務員試験のやり方ですが、地方公務員の例えばカテゴリーAに該当する地方上級行政職、アドミニストラタ・テリトリアル（Administrateur territorial）というカテゴリーAの試験は、大体五月ぐらいから願書の出願が始まって、六月あたりに締め切られます。その後、九月の終わりぐらいから、地方公務員養成学校の地方公務員研修センターというところが主催して、採用試験のうち、先ずはじめに論述試験をします。その中で、文化一般、法律、或いは語学の試験というものをやります。それが第一次試験となりまして、第二次の試験が大体一二月から一月ぐらいに口述試験で、そこでも当然専門、法律の専門に関しての出題がなされます。

論述に受かった私の友人から、口述の試験の内容を聞いたことがあるのですが、フランスにおける行政訴訟に関しての出題だったそうです。カテゴリーAだったのですが、非常に専門的で、やはり法学部を卒業した者に非常に有利な試験内容だったということであります。」

佐藤　「どうもありがとうございます。そうしましたら、日本の話について宮川先生の方からお願いしたいと思いますけれども、岡本先生も何か付け加えることがございましたらよろしくお願いいたします。」

宮川　「中央省庁の方に法科大学院の修了生、或いは司法試験の合格者が採用されるルートということについては、今年から国家公務員の総合職という制度ができまして、特に司法試験に合格をしたという人を対象にした法務区分という制度が設けられて、

法科大学院を修了し優秀で司法試験にも合格したという、法科大学院の修了生の優秀な層を中央省庁の方で取り込むという制度ができたということは大変重要なことだと思うんですけれども、先ほど岡本先生からもご指摘がありましたように、中央省庁の方で求めている人材というのは、必ずしも法科大学院で中心的なトレーニングをしている訴訟関連の能力に優れている人材ではないという、若干のミスマッチがあるように思います。

そして、それを解決する視点としては、法科大学院生の側、或いは教育に従事する法科大学院の教員側からすると、官庁への修了生の就職というのは一種のインハウスローヤーという捉え方ができるのではないかと思います。通常、インハウスローヤーというのは企業の中で、企業に雇用されつつ弁護士としての資格を持って企業の法務の需要に応える人達のことをインハウスローヤーというふうに言いますけれども、このインハウスローヤーの雇用についても、先ほど岡本先生がおっしゃったような、やはりミスマッチがあるんですね。すなわち、司法試験に合格したからといって、すぐに企業がその司法試験合格者を使える人材として雇うわけではなくて、一定の実務経験を積んで、企業がどのような法務に対しての需要を持っているのか、そしてその企業の法務の需要にきちんと応えられるような経験を積んだ人を企業はインハウスローヤーとして求めているわけですから、官庁についてもやはり司法試験に合格し、修習が終わってすぐの人ではなくて、やはり公共部門の仕事に関心を持つ法科大学院の修了生で、或いは司法試験に合格している人達で、公共部門の仕事に関心があるのであれば、それに応じた経験を四、五年積むことによって官庁の中に求められる人材としての法律家として入っていくということが必要なのではないかと思いました。

そして、他の分野のトレーニングを受けた人達との競争という点ですけれども、ちょうど先週の土曜日に早稲田でエクスターンシップのシンポジウムをやりました時に、人事院の人材局からご説明をくださった方がおっしゃっていたのは、国家公務員の総合職というのをつくり、そしてまた法務区分というものをつくったんだけれども、必ずしも法科大学院の修了者というのは官庁に対しての就職ということをあまり強く意識していないのではないか、動機が薄弱ではないかというような趣旨のことをおっしゃったことを印象深く思っています。

それはやはり法科大学院の学生および修了生というのは、第一に目指していることは狭い意味での法曹三者の裁判官・検察

官・弁護士になろうという意欲を持っていますので、当初から官庁の公共業務に就こうという意識がないということが、公共政策系の大学院の学生と比べた場合、官庁への関心が低いということの原因ではないかなと思います。この点についてはやはり法科大学院の教育というのが多様な形で生かし得るんだという柔軟な思考が学生の側にも求められるし、或いは法科大学院で教える教員の側にも求められるのではないかなというふうに思います。」

佐藤「どうもありがとうございます。岡本先生の方からは何か、特にございませんか。」

岡本「特にありません。」

佐藤「そうしましたら、一つ目のテーマである『公的部門における法曹または法律知識を持った者の採用』に関しまして、それぞれの報告についてご質問等があればしていただければと思いますが、いかがでしょうか。では、ラバーズ先生、お願いします。」

ラバーズ「いくつか、言い漏らしたことがありますので、付け足します。先ず一つは、宮川先生がおっしゃったことですが、アメリカにおきましてはロースクールの学生というのは、実は公共部門において仕事が欲しいと思っているのです。政府で仕事がしたいと思って、ロースクールに行くのです。これは、日本と違うところですね。

もう一つ言いたかったのは、ドイツと、それからフランスとの違いです。ドイツ・フランスにおきましては、門番的なものが試験の段階でくるということで、ディートリッヒ先生のように、上位一〇％のみが公務員になることができて、この一〇％はそういった仕事を得易くなるわけですが、残りの九〇％は排除されるということになります。アメリカにはそういった門番的なものがありません。なので、ロースクール卒業者全員がとりあえずスタート点には立つことができ、誰にでも門戸は開かれていて、雇う当局の方がほしい人を選ぶわけです。その選抜方法ですが、それは、履歴書を見て、ロースクールでの成績も見ます。そしてエクスターンシップをやっているかどうか、臨床教育を受けているかということにも目を向け、それから経歴も問われます。その人がその仕事に本当に向いているのかというようなことも見ます。そしてもちろん面接を行ったり、教授からの推薦状を参考にしたりとか、そういったことも重要です。ですので、やはりかなりアプローチが違うようですね。どちらがいいとかいうこ

とではなく、かなり違うなという印象を受けました。」

佐藤　「では、ディートリッヒ先生の方から、どうぞ。」

ディートリッヒ　「そういった他の資格に関しても、ドイツでも目は向けています。上位一〇％と言いましたが、この一〇％でもかなりの人数です。その中から更に選ばれるわけですから、例えば教授の推薦状というのも重要ですし、単に成績だけが考慮されるわけではありません。ドイツのシステムは、かなり成績重視であることは確かです。それがアメリカとドイツの差であることに違いはないと思いますが、それ以外の資格ももちろん考慮されるということを付け加えておきたいと思います。」

ラバーズ　「どのロースクールに行ったかということもまた重要だということを付け加えておきます。これは日本と同じです。例えば、ハーバードとかイェールの卒業生の方が、あまりランクが高くないロースクールの卒業生よりも、仕事を得易いということは言えるでしょう。」

ディートリッヒ　「ドイツとアメリカ、日本の間の大きな違いは、ドイツには法学部に入るためのテストがないということです。ドイツの大学には誰でも入ることができます。例えば、フライブルク大学であれ、或いはチュービンゲン大学であれ、これらは非常に有名な大学ですが、どこに行きたいかは自分で決めることができます。私は、ボーフム大学を選びました。また大学は無料です。大学に入るための試験もありません。そこが非常に大きな違いだと思います。」

ラバーズ　「その点は非常に大きな違いだと思います。アメリカには統一テストがあって、それに合格しなければロースクールに入ることはできません。そしてどの学生をとるかはロースクール側が決められます。その場合の決め手はＬＳＡＴという統一試験の点数と学部段階のＧＰＡです。日本のようなそれぞれのスクールごとの試験はありません。」

佐藤　「ありがとうございます。そうしましたら、最初のラバーズ先生のご意見ですが、日本の、それからフランスとの違いですね。それぞれの立場からの何かご意見はございますでしょうか。」

浦中　「よろしいですか。先ほどディートリッヒ先生が非常に良いことをおっしゃいました。ドイツの大学というのは、入るのに入学試験がないというお話をされたんですが、実はフランスも試験がなくて、高校を卒業すると同時に大学に登録すれば大学

に入れます。ただ入った後、大変だということなのです。大学に入って、一年目、二年目、三年目に、ものすごい試験を課せられて、段々と落されていきます。もう一年目から専門的な法律の勉強、科目が課せられてくるのです。と同時に授業料がもうほとんどただのような値段で、大体一万五〇〇〇円、二万円ぐらいで一年間学べるということなのです。ただ、北村先生のご報告にありましたが、弁護士になるためには、各地域圏の弁護士養成学校に入って、修習を受けなければなりません。この弁護士養成学校に入るためには、大学にある司法教育研究所というところで試験に通らなければならないのです。この司法教育研究所に登録するのに大体二〇万円ぐらい必要です。つまり、フランスの学部では一万円、二万円ぐらいでいい授業料が、更に二〇万円かかるということです。フランスというのは一八歳になったら親が子どもを追い出すという、そういうようなことが言われているぐらい、結構シビアなところですので、やはりその中で二〇万円の負担というのはかなり大きいということで、経済的な理由で弁護士を諦めるというような方もいるということは確かです。やはり日本とかアメリカのロースクールの値段に比べれば、二〇万というのは微々たるものかと思いますが、フランスの学生にとっては少し負担になる場合があります。その点でも違いというのが出てくるかと思います。学部ではほとんどただのような値段なのですが、ロースクールというものに入ろうということになるとお金がかかるということを、一つ挙げておきたいと思います。」

佐藤　「それに関して私の方からなんですが、ドイツでは大学教育はこれまでずっと無償だったわけですが、最近になって、州によって異なりますが、授業料のようなものを取るようになったというふうに聞いております。ただ、それは非常に安いものだという話を聞いておりますけれども、どの程度の金額なのでしょうか。」

ディートリッヒ　「おっしゃるとおりです。ドイツにおいては大学における教育は、他の国と比べてそれほど高価なものではありません。ハンブルクにおいては、私がハンブルクを出た時には大体、一学期三〇〇ユーロぐらいでした。ハーバード大学や東京大学の場合にはもっと高価だと思います。」

佐藤　「ちょっと途中になってしまいましたが、宮川先生の方から先ほどの問題について、何かございますでしょうか。」

宮川　「学費ということについては、聴衆の皆さんも十分ご存じのことですけれども、やはり早稲田大学ですと、一年間約一〇

○万円はかかりますので、三年、或いは二年、その学費を払いながら、また東京での生活費を出費しながら勉強するというのはなかなか大変なので、アメリカと同じように負債を抱えながら、その負債を返さなければいけないが故に公共的な仕事に関心があっても、むしろ高い給料のところに行きたいという傾向はあるのではないかなというふうに思います。」

佐藤「そうですね。ちょっとテーマが学費の方に移ってしまいましたけれども、次のテーマに入っていきたいと思うのですが。」

宮川「すみません、ちょっと最初の問題で、一点だけ確認しつつ、お聞きしたい点があります。第一部の方で、特に岡本先生から、官庁の側では法科大学院卒の人に対して、法科大学院だから身に付けた能力というのを、実を言うと現状ではあまり重視してきていないんだというような話がありました。例えば公共政策系の応募者と比べたら、それはコミュニケーション能力という点で見劣りがするというようなことが、先週の早稲田のシンポジウムで人事院の方が指摘されていました。そのときに、そのコミュニケーション能力というのは一体どこで身に付けられるのかという話になっていったわけですが、日本ではそもそも、小学校以来できていないのではないかというような話の展開になったわけです。

それで、先ほどドイツの場合には、大学の入学試験はないんだという話もありましたが、実際のところはアビトゥーアで良い成績を取らなかったら、なかなか法学部に入るのは難しいことは間違いないわけですね。だから、高校で良い成績を取るためには結構勉強しなければいけないはずです。しかし、良い成績を取るためには、一生懸命丸暗記をするというような話ではないと、私は推測します。その勉強の仕方というのは高校段階でも日本と違っているのではないでしょうか。だから、そういうふうな日本人ではなかなか身に付けていないようなコミュニケーション能力を高めるといったような勉強も早い段階からできているのではないかなと思います。その辺のことを、特にコミュニケーション能力を高めるということを、例えばアメリカのロースクール、ドイツの法学部、或いはフランスの養成学校のところで、意識しなければいけないことなのか、どうなのかという辺りを、ちょっとご意見を伺いたいと思います。」

ディートリッヒ「おっしゃるとおりだと思います。ドイツのシステムでは、大学に入るためには、先ず高校の成績が良くなけ

ればなりません。それから州によっても違いがあります。例えばハンブルクの高校では良い成績を取りやすいけれども、バイエルンやバーデンヴュルテンベルクでは良い成績を取るのが非常に難しいといった状況があります。そして、大学に入りたいということであれば、この成績が非常に大きく物を言います。例えば、成績がＡであった場合、よい大きな大学に入ることができますが、成績がＣであった場合、学業を始めるまでに何年か待たなければなりません。一見すると、少し日本のシステムやアメリカのシステムと違って見えるかもしれませんが、しかしよく見てみますと似ているところもあるのです。例えば、日本の場合、入学試験があって、試験に失敗すると一年待って、もう一度受けるわけですね。その意味で、ドイツの状況と似たところがあるように思います。」

ラバーズ　「アメリカでは良い大学に入るためには、やはり高校の成績が良くなければいけません。また、ＳＡＴという、全ての高校生が大学に入るために受けるテストで良い成績を収めなければいけません。さらに、課外活動にも関心を持っている必要があります。例えばスポーツが得意である、音楽・芸術が得意であるというようなこともまた大学に入る時に役に立ちます。例えばスポーツとか何かの活動が得意であれば、奨学金を受けることもでき、授業料を賄うこともできるわけです。それが大学に入る場合の話です。

　確かに、我々の教育制度というのはコミュニケーションを上手く進めるようになっていると思います。というのも、どのレベルにおいても、やはりクラスでの議論をベースにして成績が付けられるからです。ロースクールにおいても弁護や法廷弁論や臨床プログラムがあります。これらすべてで議論が必要となってくるわけです。また、教え方もアメリカでは違っています。レクチャーベースということだけではありませんで、最初の一年はソクラテス・メソッドを使っているので、クラスの中でもたくさんの議論がなされます。これも違いということになるかもしれません。

　もう一つ、アメリカでは、日本や他の国と違って、ミリタリースクールのほかには、国立大学というのはないのです。州立大学はあります。バージニア、ミシガン、ウィスコンシン、そういったところで州立大学があって、そこでの学費というのはその州内の住民であれば少し安いわけです。しかしながら、国立大学はないので、アメリカの学費というのは高すぎるということが

言えるかと思います。アメリカの学費がなぜ高すぎるのかという問題については、おそらく丸一日かけて議論できるでしょう。」

宮川　「一つ補足をしたいと思います。早稲田のシンポジウムで人事院の人材局の方が公共政策系の大学院生よりも法科大学院の学生の方がコミュニケーション能力に劣るという印象を持っているとおっしゃったんですが、その原因の一つは、法科大学院生はあまり中央官庁の方の就職を第一というふうには考えてなくて、そもそもモチベーションが低くてあまり発言をしないという要素があるのではないかなと思います。それを示す客観的な資料があります。すなわち、法科大学院生のコミュニケーション能力は決して低いのではなくて、むしろ高いという調査結果が早稲田大学の臨床法学教育研究所の調査で明らかになっています。その調査結果を日弁連の『自由と正義』という月刊誌の今年の三月号に発表しています。

それはどういう調査かと言いますと、新しい司法修習制度で、毎年大体二〇〇〇名ぐらいが修習を受けますので、司法修習生を指導している約二〇〇〇名の弁護士の方々に対してアンケート調査を実施しました。その中から約六六〇人ぐらいの指導弁護士の方々から回答が寄せられました。様々な司法修習生の能力についてどういうふうに評価しますかというような質問をしまして、その中でも口頭のコミュニケーション能力というのは高いという評価が、その調査結果では出ています。特に司法修習生を指導されている弁護士の方々というのは旧司法試験に合格された方々で、そして旧司法修習生を指導したことがあるという方が多いというふうに思われますので、旧制度で教育された司法修習生よりも新しいロースクールで教育された修習生の方がコミュニケーション能力は高いということが、客観的なデータとしてあると私は思っています。」

佐藤　「どうもありがとうございました。では、岡本先生、よろしくお願いします。」

岡本　「私の方から一つ、コメントと申しますか、申し上げたいのは、只今コミュニケーション能力が法科大学院生といわゆる行政大学院生について差があるか、差がないか、という話ですが、私自身は差があるとは全く思っていません。もし採用側の目から見て何か言えるとすれば、公共政策大学院、すなわちいわゆる行政大学院の教育プログラムの中では、例えば立法論であるとか、政策立案のケーススタディといった―その教員は多くの場合、霞が関の官庁から特任教授で招いている場合が多いですけれども―プログラムは充実しているのに対して、ロースクールは、そうしたプログラムを組んでいる大学があるかもしれません

けれども、例えば阪大で言えば、必ずしもそういうものも充実しておりませんし、そういう意味の差はあるかもしれません。少なくとも、コミュニケーション能力ということで差があるとは思っておりません。

なお、先ほど補足を申し上げなかったのですが、官庁の採用ということで申しますと、実は官庁訪問と申しまして、いわゆるペーパーテストではなしに、且つ人事院が統一でやる採用面接、すなわち人物試験とは別に、採用は各省の大臣が採用決定権限を持っておりますので、各省が独自に面接試験をやっています。その比重は事実上非常に重いと思います。その過程で我々は何を見ているかというと、いろいろな要素を見るのですが、いわゆるペーパーテストで測れないものとして、先ほどのようなコミュニケーション能力などが入っています。

ただそれは一番重要かというと、必ずしもそうではなく、私も何度か採用の面接を手伝っておりますし、財務局についてはそういうポジションにもおりましたけれども、やはり見るのは、能力のほか、人柄・性格、それからチームで仕事をやることが多いので、コミュニケーション力は重視をしますし、やはり何より公務に対する問題意識と言いましょうか、志の強さ、高さ、そういうものも見ます。体力もないとなかなか続かないので、その辺りもチェックを致します。そういう点は実際の採用という面で言うと、相当な比重があると思います。」

佐藤　「どうもありがとうございます。少し時間が押して参りましたが、第二のテーマの方に入りたいと思います。公的部門における公務員の研修ということですが、これについては、ドイツ連邦行政大学で教鞭を取られているディートリッヒ先生に特にお願いしたいと思います。」

ディートリッヒ　「はい。先ず、研修組織についてお話をしたいのですが、ドイツにおきましては、公務員の研修ということについてお話しすることはできません。公務員になる前に二年間の修習期間があるのです。これのみが特別な修習期間として設定されています。それ以降は、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングということになるわけです。ですので、新しいことを学ぶということは多くありません。しかし、この二年間の修習期間の中で、佐藤先生がおっしゃったとおりで、三カ月という短期間のみですが、行政部門での研修をします。私の個人的な意見を言わせていただきますと、これは少し短すぎると思っていて、

もっと長く設定すべきだと考えています。これを他の国のシステムと比較しますと、例えば日本のシステムと比較すると、三カ月間というのは長い期間のように思えるかもしれません。日本の修習期間というのは一カ月だったかと思いますので、これはあまりに短すぎると思います。

また、中身についても触れたいと思います。この修習期間において学生達は日々の業務に携わることになります。これには表裏の両面があると思います。先ず一つの面としては、この研修の役割に対する関連性というのは非常に高いということです。公務員が常日頃やっていることを実践することができるのです。しかしもう一面で見ますと、学生達は試験勉強をする時間が取れなくなるということです。ですので、夜に勉強しなければならなくなるということで、これが問題を引き起こすこともあります。」

佐藤「今の点について、あまり時間はないですが、どなたかご発言なさりたい方がいらっしゃいますか。よろしいですか、ラバーズ先生。」

ラバーズ「アメリカにおきましては、あまりしっかりと組織化、構造化されていません。中央で一元化された研修制度というのは、連邦政府の公務員には存在しません。人事院があり、さらに法学教育機関と呼ばれるところがありますが、ワシントンDCにあるわけではありません。これらは定期的に研修コースを実施していますが、それぞれの省庁の方で研修を提供したり、もしくは外部の大学ですとか、民間の研修コースに委託するということもあります。それは予算をその省庁が持っているかどうかということにかかっています。残念ながら、今、議会の状況から、政府の財政も圧迫を受けていて、予算を削減しなければならないということになった時に、最も先に切られるのが研修のプログラムだったりするわけです。ちょっとそれは目先にとらわれた見方だとは思いますが、今はそういった公務員に対する研修はあまり充実していないと言わざるを得ません。」

佐藤「他の先生は、よろしいでしょうか。そうしましたら、最後のテーマになりますが、公的部門における法曹または法律職の固有の役割ということで、例えば配属先がどうなっているのか、日常的な業務執行における役割がどうなっているのか、或いは訴訟代理のようなことをしているのかどうか、或いは人事交流がどうなっているのか、更には、私人との協働の問題ですね。

それで最終的には将来的な発展の方向性というようないろいろな問題がこの三番目の問題には入っておりますけれども、これについて少しお話をいただきたいと思います。そうしましたら、いつも一番ですけれども、ラバーズ先生からでよろしいでしょうか。」

ラバーズ　「この点はもう大体話をしたかと思いますが、政府の中にいろいろな種類の法律職というのがあります。どういった機能があるかと言うと、例えば省庁の長に対して助言をするとか、規則を作成するとか、裁定を行うとか、司法省におきましては、実際、政府を法廷で代理するというようなこともあります。他の省でもそういったことがあります。ということで、本当に省庁の業務のいろいろなこと、全部をやると言ってもいいかもしれません。大体その辺りは話をしたと思います。

人事交流ということに関してですが、人事交流は時々はあります。他の省庁に誰かを短期間派遣するというような可能性は、特別のプロジェクトの下で時々あります。エリートの上級管理職に関しましては、政府部内でいろいろな省庁を回っている人達がいるかと言うと、そういったことはありません。上級管理職はあまりそういった人事異動を希望しないので、そのような人事交流は上手く働いていません。省庁間の共同のプロジェクトで協力をするというようなことはあります。しかし、それ以上に付け加えることはないと思います。」

佐藤　「そうしましたら、フランスについて浦中先生の方からお願いいたします。」

浦中　「特に公的部門における法曹ということですが、先ほど私の午前中の発表の中で高級官僚は職団をつくると申し上げました。その職団の中に司法官の職団があるというお話をいたしました。これもまた午前の発表で、国立行刑学校、つまり刑務官、或いは刑務所長の方々を養成する、或いはそこで研修を受けさせる学校があるのですが、そこの所長は、実は司法官の職団から代々選ばれています。法曹の人達というのが、法務省の管轄である刑務所のトップに就いているというわけです。

もう一つ面白い話がありまして、フランスにはジャンダルムリ、これは憲兵隊と訳している訳もありますが、軍と警察のハイブリッド、準軍事警察的な団体というか組織があって、フランスの農村部で警察権を行使しています。それのトップというのは、実は制服組ではなくて、司法官の職団の人達が代々占めていました。近年少しそれが崩れまして、ジャンダルムリ憲兵隊の生え

抜きの将軍がジャンダルムリのトップになったことがありますが、代々は司法官の職団の人がトップに付いていました。なぜかと言いますと、やはり文民ということですね。このジャンダルムリというのは、今は様々な主権限が内務省の方に移ったのですが、もともとは国防省の組織だったのです。ですから、司法官というのは文民であり法曹のトップでありますので、法的な知識もあり、或いは行政的なこともできるということで、司法官の職団から代々選ばれていたということなのです。

そうすると、先ほども法科万能というお話をしましたが、法律を学んだ人達というのはやはり公的部門においては非常に多岐にわたる専門分野と言いますか、そういう専門分野においてかなり大きな活動ができる、そういうことを託されている人達なのかなと感じております。」

佐藤「どうもありがとうございました。このテーマについては、日本の状況をお話しするというのは少し難しい部分も私はあると思いますが、宮川先生、何かありましたら。」

宮川「法科大学院の側として、学生を送り出すという視点では、先ほども申しましたように、やはり学生は官庁に勤めるということについて、ちょうど企業の中で法律家が役割を果たすようなインハウスローヤーというような視点で自分達の教育を捉えるということが必要になるのではないかなというふうに思います。

そして、先ほど岡本先生がおっしゃいましたように、法科大学院のカリキュラムの内容と中央官庁の方で求めている人材の能力についての若干のミスマッチがあるということについては、例えば早稲田大学は、学生の一学年の定員も多くて、科目として提供している種類も多いですので、立法学というように分類できる科目も一応はありますし、或いは通常の科目でも、実定法の科目についても、新しい法分野では知的財産権について、ただ訴訟の問題を扱うということではなくて、知的財産の法の在り方を検討するという授業内容で政策を踏まえた立法の立案を検討するというような科目も法科大学院として用意ができているところもあるのではないかなと思います。受け入れ側の視点で岡本先生の方から補足をいただければ。」

岡本「受け入れ側の視点ということで、私も冒頭申しましたように、全てを知りませんので、自分が知っている、特に財務省、金融庁関係で話をさせていただきますと、基本的にはいわゆる行政法曹と申しますか、公的部門の中で法律専門家が必要になっ

てくる場合としては、一つは政策を企画立案してそれを法案にする時にその能力が生かせると思います。もう一つは、いわゆる執行機関、執行部門のところでの専門性の発揮と、大きく二つに分かれるのではないかなと思います。

前者については私の知っている限りでも、例えば金融庁は、その分野では非常に進んでいまして、いわゆる中途採用も含めて積極的で、先ほど補足で申し上げたような、特定任期付職員として若手弁護士を、特に日本の四大事務所等の若手を中心に、いわゆる総合職の職種の人間と同じようなポジションに配置をして、例えば法案を一本立案させるということを、もう相当前からやっています。

一方、執行部門については、先ほどもご紹介しましたように、国税でありますとか、或いは財務局もそうですが、いわゆる行政訴訟リスクに備えるためにその能力を活用させてもらう前提で雇用している、来て頂いているということはありますし、それはむしろ増える傾向です。

私が属している役所の所掌分野以外の他官庁でも、それは分野によって相当違うとは思いますが、基本的には、規制緩和をして、いわゆる事前規制から事後チェック型の行政に切り替えている分野では、どちらかと言うと、その執行機関、それが県や市町村に下りている場合はそれが自治体の方にリスク、或いは法曹ニーズが移ってしまうわけですが、そうではなくて、国が執行機関を持っている場合は、今申しましたような国税や財務局と同様、執行機関における法曹ニーズ、行政法曹のニーズが高まる可能性は残っていると思います。」

佐藤　「先生方、貴重な話、どうもありがとうございました。他に何かございますでしょうか。」

佐伯　「ラバーズ先生に少しお聞きしたいのですが、前にラバーズ先生とお話しをした時に話題になったことでうろ覚えなのでもう一度お話を聞かせていただきたいと思っていることがあります。連邦の行政機関、ワシントンにある連邦の行政機関でしたら当然ロースクールの学生がそこに就職して規則制定等の仕事をしているというのは分かりますが、地方自治体、アメリカでも小さな町とか市とかがあります。そういうところでも、日本だと法制課というようなセクションが設けられていることが多く、そこで条例をつくったりしています。ただ、訴訟になったような場合には顧問弁護士にお願いをすることが多いと思います。ア

メリカの小さな市のようなところでも法制課のようなセクションが存在していて、そこにはロースクールで卒業して法曹資格者が勤めているのかラバーズ先生の方からお話を伺いたいと思います。」

ラバーズ　「先ず地方自治体ですが、様々な状況がありますし、州によって大きく状況も異なります。アメリカにおける地方自治体の構造は州によって異なっています。州の憲法や州の法律に基づいて、各市、タウン、郡の権限は、それぞれの州において決められています。ほとんどの市、或いは郡や小さなタウンであったとしても、弁護士を雇っていることは確かだと思います。どこから彼らを雇っているかと申しますと、私のスクールの場合には学生をエクスターンとしてワシントンＤＣの周りにある郡に送っていることもあります。メリーランドですとかモンゴメリー郡ですとか、私が住んでいるところですが、そういったところにもやはり州法務官事務所があって、刑事訴追に携わっています。そして、そこでは私のスクールの卒業生を雇ったり、エクスターンを雇ったりしています。アメリカ全土のほとんどの小さなタウンでも、ロースクール卒業者を雇っていると思います。おそらくは自分の州のロースクール卒業生を雇っているのでしょう。例えば、オハイオ州であれば、オハイオの司法試験に合格した法曹を雇うでしょう。これはごく普通のことだと思います。」

佐藤　「そうしましたら、フロアの方から質問等を受け付けたいと思っております。何か質問等ございますでしょうか。はい、福岡大学法学部の折登美紀先生の方から質問があるということですので、よろしくお願いいたします。」

折登　「福岡大学法学部の折登と申します。第二部のお話を伺っていて思ったことがあります。特にドイツ、日本、それからアメリカ、それぞれ公的部門に法曹の経験者を採用するシステムというか、どういう人を求めているかというのが随分と違うような印象を持ちました。そこで、先ほどの第二部の（2）のところで、公的部門における公務員の研修ということで、ドイツはもう、いわば完成版の人材を採用しているので、特にその後公務員の研修というのが、いわゆるオフ・ザ・ジョブ・トレーニングみたいな形ではされていない、全部、オン・ザ・ジョブ・トレーニングであるということでした。少し素人考えで考えてみると、試験の元々の科目が法律の科目ばかりという中で通ってきた人の場合、例えば語学力であるとか、経済学であるとか統計処理であるとか、そういった知識、スキルというものは公務員の研修としてはされないというか、どこで身に付けてくるのだろうかと

というのが一つの疑問です。

それから同じことが日本にも言えると思いますが、日本の公務員の採用試験を通ってきて、それで公務員に実際になった人達が、例えばフランス語であるとかドイツ語であるとか英語での交渉力とかですね、やはり立法の企画立案だけではなくて、様々なグローバル社会の中でいろいろな能力が求められていると思うのですが、それは実際どういった研修というのをされているのか。この辺について教えていただければと思います。よろしくお願いします。」

ディートリッヒ　「ご質問ありがとうございました。おっしゃるとおりです。ドイツではそういった問題があります。採用試験を通って、そして例えば行政で職を得たとしても、それだけで満足をしてしまうかもしれません。しかし仕事によっては、他の知識であるとか、他の資格、例えば、語学であったり、そういったものが求められる場合もあります。公務員としてこういった知識を得るためにどうすればいいのか。例えば、外交官になりたいと考えた場合、やはり語学が必要ということになりますが、公務員がどうやってそのようなスキルを身に付ければいいのでしょうか。公務員には、オンザジョブで学べる特別なコースが用意されています。しかし、ドイツではこれは問題でもあるのです。というのは、こういったコースに参加するためには時間もかかりますし、また仕事をしているわけですから、上司が『そんなことをしていないで仕事をしろ』と言うかもしれません。従って、キャリアを持とうと思っても、新しい知識を得るということは非常に難しいのです。仕事以外の時間を使って、職務時間の後に勉強しなければならないということもあるでしょう。これがドイツが今直面している問題であると言えます。」

佐藤　「若干補足させていただきたいと思います。ドイツでは折登先生からの質問に関して、二〇〇二年の改革によって、学生は必ず外国語による法学授業というものを受ける必要がありますし、その単位を取る必要がございます。それから、重点領域科目というものが設けられたことによって、かなり多様な科目が提供されておりまして、そういった意味では多少なりとも先生がおっしゃったような疑問には答えられるようなシステムが一応はできていることになります。ただ、この試験が始まったのは、改革自体は二〇〇二年ですが、実際に司法試験が行われるようになったのは、二〇〇七年度からです。ですから、その評価と言いますか、成果が出てくるのはもう少し後かもしれません。

それでは日本についてはいかがでしょうか、どなたか。はい、では岡本先生、よろしくお願いいたします。」

岡本「日本のケースは私も全ては知りません。先ほど申し上げた日本の仕組みは。人事院は制度上、国の採用、それから、いわゆる人材育成の制度を所管しておりますが、具体的な中身は各省に任されています。私が知っているのは財務省、今で言えば、それと金融庁の分野です。国家公務員と言ってもいろいろなクラスがありますので、ここでは今の制度で言うと総合職の人達、旧I種の人達を念頭に申し上げますと、先ほどご指摘のあった公務員に求められる能力ですが、立法能力だけが求められるというのはもちろんなくて、先ほど申し上げましたように、その前段に政策の立案をしなければいけません。そのためには世の中で何が起こっていて、その問題の原因は何なのかを先ず究明しないことには対応が立てられませんので、その過程では法律論というよりはむしろ経済問題も含めて経済理論であるとか、もちろん統計処理もそうでしょうし、或いは社会学的な知識も必要かもしれません。それらについては全てカバーができているわけではないのですが、例えば、私などは入省してから三年目か四年目でしたが、一年強ぐらい財政経済理論研修というのを受けましたし、大学の先生に来ていただいて、大学院レベルの授業で経済学等々を中心にやるというのを受けたりしました。あとは、語学の面では留学をさせるか、或いは在外勤務かは、必ずどちらかはさせています。これは各省共に大体同じだと思います。そういう中で人によっては適性があると認められた者は、留学をした後、いわゆる国際機関であるとか、或いは国際交渉が多いセクションに人事上、配置していくことによってそういうキャリアパスをつくっているという例もあります。そういう中で対応しているということです。各省によって相当差があると思いますので、私が今教えたのは一例にすぎないので、それを全体と受け止めていただくとまた誤解が生じるかもしれませんが、私が知る範囲内ではそんなところです。」

佐藤「折登先生、よろしいでしょうか。他に先生方の方から。はい、ラバーズ先生、よろしくお願いします。」

ラバーズ「アメリカの公務員のサービスについてお話ししてきましたが、もちろん、アメリカにも外交職がございます。アメリカでキャリアの外交官になりたいと考えた場合、全く別の非常に厳しいプロセスを経なければなりません。試験もありますし、外国語も二つマスターしなければいけません。ですので、公務員のサービスとは全く異なっています。」

佐藤「どうもありがとうございます。はい、どうぞお願いいたします。」

森際「名古屋大学の森際と申します。職域拡大に伴う弁護士倫理の対応というのを研究している者です。その前提としての職域拡大について素直な質問を行いたいと思います。そのためには先ず今日の国際比較、大変参考になったので、感謝の気持ちを述べたいと思います。

その素直な質問ですが、宮川先生や、それから財務省の岡本先生のお話を伺う限りでは、どうも現状では公的部門への職域拡大は、あまり余地がないという印象をどうしても持ってしまいます。ではそれをどうするのか。そういうところにもオープニングをつくるためにはどうしたらいいかということを、宮川先生、岡本先生に伺いたいと思います。ここでは、両側の歩み寄りが必要と思います。

まず、官庁側のキャリアパスについては、法曹資格を持っている人でないと務まらないなというようなキャリアパスをつくる可能性があるのでしょうか。あるとしたら、どういうようなところになるのでしょうか。現状で間に合っているわけですけれども、それをもっと高度なものにするためには、法曹資格があった人にやってもらった方がいいという、そういうキャリアパスが構想し得るかというのが一つです。

もう一つは、法科大学院側でそういった公機関で役に立つような人をつくるためには、現在の法科大学院の教育をどう変えていったらいいのでしょうか。それを、公共政策大学院とあまりかぶらない範囲で、どのようなカリキュラムの変更が考えられるかということ、これを宮川先生にお伺いできればと思います。最初の質問は岡本先生でお願いできればと思います。」

佐藤「では、職域の拡大の問題について、よろしいでしょうか。」

岡本「ご質問ありがとうございます。職域拡大の大前提としての問題として、ご存じかもしれませんが、公務員は今、定員が削減されようとしています。つい数年前までは五％定員純減をやってきましたし、民主党政権では二割削減と言っています。こんな状況で、ロースクール生も含めてどうやって増やすんだというのが先ず私が申し上げたいことです。そういう意味では、そもそも土台が厳しいということです。その上で申し上げると、先ほども申しましたように、ニーズはなくはありません。ただ、

日本社会であることもあって、定員の厳しさが一番大きいわけです。それを取っ払って考えた場合でも、いろいろな仕事のやり方があり、規制緩和をして、行政訴訟が増える前提でいろいろな仕事をやっていくにしても、組織の管理運営上からは徐々にしかそういう人材を取り入れて上手く回していくことが難しいという事情もあると思います。ですから、おっしゃったような『余地がないように』ということですが、なくはないと私は思っていますが、ただ徐々にしか増やせないのもまた事実かなということです。ただ、先ほど申しましたように、例えば、事後チェック型の行政に切り替えた分野では相当それが進んでいる役所もあります。金融庁もその一つだと思います。役所によって差はありますが、流れは行政の法曹が減ることはなく、増える方向ではないかと思います。ただ、そのスピードは徐々にしかいかない。それを上げようと思ったら、そもそも先ず公務員削減を見直してもらわないと、増やしようがないということだと思います。」

佐藤　「どうもありがとうございます。そうしましたら、宮川先生、職域拡大について法科大学院側からの対応として、どのような対応が考えられるかというお話ですけれども、よろしくお願いいたします。」

宮川　「森際先生、ご質問ありがとうございます。法科大学院側からも、今、岡本先生がおっしゃったように、そもそも土台として困難なことについてのディマンディングな要望があったと思っております。法科大学院はどこも、先ず司法試験の合格者数を増やし、合格率を増やそうとしていますので、公共部門に人材を提供するということを同じようなウエイトで考えていると、司法試験の合格者を増やすということにも手が回らなくなりますので、なかなか難しい問題だというふうに思います。法科大学院という制度が出来上がったことについての一つのメリットというのは、やはり大学が実務の環境ということを踏まえて教育研究を進めていかなければいけないということを身にしみて思っているということだろうと思います。そういう点からしますと、公共部門への人材の提供ということに直接は結び付かないんですけれども、先ほどの研修制度を充実させるという観点からしますと、公共部門におられる方への研修プログラムを法科大学院、或いは大学という環境の中で提供するということができるのではないかなと思っています。これも早稲田大学で少しずつ取り組んでおりまして、臨床法学教育研究所では裁判所の調停委員に対しての研修プログラムというのをやろうとしているんですね。それは、法科大学院が形成してきたリーガル・コミュニケーシ

ョンの知見であるとか、或いはリーガル・コミュニケーションだけではなくて、もっと本体として紛争解決方法の一つとして調停の性質を理解することや、或いは民法の中でも特に家族法の分野での知識について、調停委員の方々に対しての研修をするというようなことにも取り組みつつあります。ですので、従来大学というのは本当に理論の研究と教育ということだけだったのですけれども、大学のこれまで形成してきた、いろいろなリソースを実務を踏まえて使うということに取り組みつつあるということで、一応お答えさせていただきたいと思います。」

佐藤　「森際先生、よろしいでしょうか。」

森際　「法曹資格者のキャリアパスを増やすということが、ここで私がお伺いしたかったことです。私自身が考えているのは、民間の会社のインハウスカウンセルですね。これに対するニーズに対応するものが公的部門にあるのか、ないのか。もしあるのだったら、それをもっと開発する方向というのが法科大学院サイドでも、それから公機関サイドでも考えられないかといった線なのです。その方面でもし何かアイデアがあれば、今でも後でも結構ですので、教えていただければと思います。」

ラバーズ　「良いアイデアかどうか分かりませんが、一つアイディアがあります。政府機関における一つのキャリアパスとして、何らかの行政聴聞のような仕事をするということが考えられないでしょうか。例えば、公共取引委員会ですとか、社会保障の領域においては、何らかの形の行政聴聞を必要とする行政紛争があります。そういった場合に、行政聴聞官としてロースクールの卒業生達を活用することができるのではないでしょうか。行政聴聞官は、日本において将来、ロースクール卒業生にとっての成長分野の一つとして考えられないものでしょうか。聴聞におきましては、もちろん、当事者側を代表する法曹も必要になるでしょう。」

佐藤　「森際先生、よろしいでしょうか。そうしましたら、次に、本日、基調報告をなさってくださった四名の先生方から、簡単にで結構ですのでコメントを頂戴したいと思います。そうしましたら、いつも最初で申し訳ございません。ラバーズ先生から今日のシンポジウムについて一言お願いいたします。」

ラバーズ　「はい。先ず、お招きいただいたこと、大変光栄に思っています。

今日は、ドイツ、フランス、そして日本の公共分野の雇用システムと法学教育について、多くのことを学ぶことができました。最も驚いたのはアメリカの制度が他の三国の制度と相当違うという点でした。ある意味で、アメリカの制度はあまり規制されていないと言えます。法学教育についても公共部門における雇用についても、また、公共分野における法曹の雇用についても、アメリカの仕組みは他の三国と比べてあまり規制されていません。どちらかと言うと、ある種の市場のメカニズム或いは自由競争のアプローチに沿っていると言ってもいいかもしれません。アメリカの場合は、他の三国とは違って多くの学生がロースクールに入ることを許可しています。大学を卒業していれば、ロースクールに入りたいと思えば、ほとんど誰でもどこかのロースクールが受け入れてくれるでしょう。カリキュラムにしても、あまり決められたものがありません。単に司法試験が一回あるだけで、あとは法曹として政府の官庁、もしくは法律事務所、もしくはそれ以外の雇用主によって雇われることが可能になるわけです。

ということは、一つ心配な点があることになります。それは私たちのアメリカの法曹は、高いハードルが設定されている他の三国の法曹ほど能力が高くないかもしれないということです。

ロースクールの卒業生であっても、全く法律に関わらない仕事に就く者もいます。また、ロースクールの卒業生達のかなりの人が全く法律関係の仕事に就かなかったり、就いたとしても、全く法廷での訴訟に関わらなかったりしますので、日本の弁護士とは相当に異なります。これらの人は、法律に関係する他の仕事を行っています。法学教育の成果を他の道で使っているわけです。

そして、それは日本の法学教育改革の希望でもありました。ロースクールの卒業生が日本の企業において、法律の専門知識を持って、法の支配の世界におけるより良い市民になることが期待されたのです。アメリカではそういったことはなされていると言うこともできるのですが、フランスのＥＮＡを卒業したとか、ドイツや日本でも様々なハードルを乗り越えてきたとかそういったトップレベルの法律家を生み出しているかと言えば、そうとは言えないかもしれません。それが良いアプローチなのかどうなのか分かりませんが、より規制の少ないアプローチです。いわば、『千の花々を咲かせる』というようなものでしょうか。そしてそれがアメリカのやり方なのです。

佐藤「ありがとうございます。ディートリッヒ先生、よろしくお願いします。」

ディートリッヒ「私からの締めのコメントですが、いろいろ資格について話をしました。ここで大切な問題は、行政の方は一体何を求めているのか、ジェネラリストを求めているのか、そうではなく、むしろ専門家を求めているのか、より実務的なスキル、能力を求めているのか、それとも、より理論的なスキル、能力を求めているのかということです。そして、どの国におきましても、この問題は、違った形で答えられています。共通しているのは、トップレベルの役割を果たすエリートを養成し、他方、より低いレベルの役割を果たす者も養成しなければならず、したがって、幅広い役割に相応しなければならないということです。このことは大事なことで、今日、私が学んだことでもあります。そして、ドイツの法学教育に関してのコメントですが、ドイツの公務員は、仕事に就く年齢が世界の中でも遅いということを学びました。ありがとうございました。」

佐藤「ありがとうございます。それでは、浦中先生、よろしくお願いします。」

浦中「今日はフランス、ドイツ、アメリカ、日本のお話を聞いて、様々な勉強をさせていただいたのですが、こういった中で考えたのが、法律の専門家というのは一体何なのかということであります。上智大学の滝澤正先生の『フランス法』という本の中に、中世に初めて大学というものができた時に、三つの学部というものが初め必ず揃えられたと書いてあります。一つは神学部、もう一つが医学部、そして法学部だったわけですね。神学部というのは心の病を治す、医学部というのは肉体的な病を治す、そして法学部というのは社会における病に対しての専門家というものに対処するために法学というのが生まれたのだということを書かれているのを思い出しました。社会の中で様々な問題が起こっているときに、それに対して公的部門が対処していくということの中で法律の専門家というものが必要になってくるわけです。アメリカン大学のワシントンロースクールで提供されている公法セミナーでは非常に幅広い分野のコースがロースクールの中で教えられていますね。例えば、エイズと法であるとか、障害と法、高齢者の法政策と実務、或いは宇宙法と衛星通信。そういうような公法セミナーの中で法律の専門家として学んでいくべきことがあって、正に社会の問題というものを捉えていくのが法律の専門家であるということですね。そして、それに対して公的部門も当然その社会の問題に対して対処していかなければならないということです。中世の話から始まって中世から大分現

代は時を経ていますが、あまり問題というものは変わっていないのではないのかなという、そういう印象を受けました。」

佐藤　「どうもありがとうございます。そうしましたら最後に宮川先生の方からコメントをお願いします。」

宮川　「法科大学院でこれまで法律専門職の養成ということに関わってきて、ずっと念頭においている問題というのが二つあります。一つは大学という学術環境で実務家を育てるという、一見矛盾する課題を法科大学院は抱えているということについて、どのような答を出すのか、出すべきかということをずっと考えているわけです。アメリカでもロースクールというのは決して順調に成長してきたわけではなくて、アメリカの大学に最初に設置されたロースクールといわれるハーバード・ロースクールも、当初は学生集めに苦労した。そして、その一番の苦労は何かと言うと、大学という学術環境で実務家を育てられるのかという実務家からの大変冷ややかな視線というのがあったということが言われています。その批判に応えるような形で、ラングデルというハーバード・ロースクールの初代のディーンがいろいろ工夫をして、ケース・メソッドを始め、そしてソクラテス・メソッドを取り入れることによって、実務を踏まえた理論教育をするという方法を生み出してきたわけです。それに加えて、一九六〇年代後半からはクリニカル・リーガル・エデュケーション、臨床法学教育という新しい方法が活発になって、大学という学術環境の中で実務を教える方法というのが豊かになりつつあると思っています。それに対して日本がどのような答を出すべきなのかということを考えております。

それからもう一つ、法科大学院での教育に携わる中で常に念頭に置いていますのは、やはり従来法学部というのは理論教育を中心にしていたわけですが、法科大学院は法律専門職を育てるということで、技能の問題、それから職業倫理上の価値観の問題というものが教育内容に加わるわけです。理論と技能と倫理という三つをいかに一体として教えることができるかということについて考えているわけです。

今日、アメリカ、ドイツ、フランスについていろいろ教えをいただき、更にこれらの二つの私が念頭に置いている学術環境における実務教育、そして理論、技能、倫理の一体的教育という問題を考えるために、有益な示唆をいただいて、大変感謝しております。どうもありがとうございました。」

佐藤　「どうもありがとうございました。そうしましたら、最後に、このシンポジウムのコーディネーターであり、且つ、今回のテーマについての科研代表者である高橋教授に今日のシンポジウムの総括をお願いしたいと思います。」

高橋　「私がここにお集まりいただいている皆さんの総括をできるような立場にはないということは重々承知していますので、あくまでもこのシンポジウムを主催させていただきましたお礼の意味で一言ご挨拶させていただきたいと思います。

特に基調報告をしていただきました四人の先生方、本当にありがとうございました。本当に、非常に有益なご報告とそして有益な議論をしていただきまして、大変勉強になることばかりでありました。また加えて、このパネリストには岡本先生にもご臨席いただきまして本当にありがとうございました。会場には遠くからも来ていただきました方々がおられます。本当に最後までお付き合いいただきまして、どうもありがとうございました。

この『公的部門における法律専門家』というタイトルを考えたとき、最初にはやはり法科大学院の修了者の行き場をもう少し考えるべきではないかというところから出発したのですが、今現在はそういうところを越えて、むしろ法律を学ぶ、或いは法学部へ行きたいという人が減ってしまっているという、非常に深刻な状況に陥ってきています。これまで公的部門は少なくとも明治以来、法学部卒、昔で言う法科卒が非常に重要な役割を果たしてきたということは間違いないわけです。それが、法学部に行く人が減ってきているということは、要するにそれは残念ながら法学部に来る人の質が下がってしまうということに必然的に結び付いてしまう可能性があるわけですので、それはこれからの公的部門の在り方を考えた場合にやはり憂慮すべきことだろうと思っております。ですので、公的部門の発展を考えた場合、別にそのための人材の供給先を法科大学院に限る必要はない、無理して法科大学院に進む必要は、私はあるとは思っていませんで、むしろ法律系の教育機関で学んだ人がこれからも引き続き公的部門に適切な役割を果たしていくということを目指すべきだろうと私は思っています。

ただ、そのためには何をすべきかということでありまして、今日の他の三国のご報告なりご意見なりを聞かせていただきました限りでは、やはり何らかの形で大学で学ぶ期間の間に実務に触れる機会というのはもっと在るべきだと思います。つまり、公的機関というものに対して、仕事の内容を知って、それに対して目を向ける機会というのが、やはり法学部、そして法学研究科、

大学院、そして法科大学院、どのレベルでもやはり必要だろうということは間違いないだろうと思います。それが従来は不足していたということは、否めないのではないかなと思います。公的部門に対してこれからも優秀な人が関心を持って、公的部門に行くためには、やはりそこの辺りで、何らかの改革が必要だと思います。それは今日も宮川先生がおっしゃったように、法科大学院だけで考えるべき、或いは法学部だけで考えるべき問題ではないだろうと思います。おそらくは公共政策大学院、或いは法学部、或いは法科大学院、それぞれが知恵を出し合って、適切なプログラムを共同で利用していくような仕組みというのが本来は在るべきではないのかと考えます。

それと二番目には採用の在り方に関してですが、今日のところでは採用の在り方が、細かな違いはあれ、大まかなところは似たようなところがあると思いました。が、日本の場合には、法科大学院で司法試験に受かっても、そのままでは採用されるわけではない。わざわざまた別に公務員試験を受けなければいけないというハードルがあるわけです。結局のところは何のためにそういう試験をしなければいけないのかということに関わってくるわけですが、筆記試験を課すよりは、その職への適性を見るためのテストの在り方というのはもっと他の形でいいのではないかなという気持ちも持っています。それから、試験があるとどうしてもそのためだけに勉強することになります。法科大学院ができた一つのきっかけというのは、予備校で同じような金太郎飴的な解答しかつくらないような学生をつくり出しているということへの反省がありました。それがどうだったのかというのはいろいろ議論があるところですが、法学部の場合には、以前と全く同じ、現状は変わっていないわけですね。皆さん予備校に行って公務員試験のためのを勉強をするというのが普通のパターンなわけですね。果たしてそれでいいのかということです。採用の在り方を考えた場合、もう少しそのことも含めて考えるべきではないかなと思います。

一番大事なことは、やはりそれぞれの教育機関において、一生懸命勉強すれば、それで十分に評価される仕組みというのが在るべきだろうと思いますし、そうしてその一生懸命勉強するという中に、最初に言いましたような、実務に触れるような形の教育というのが本来あれば一番いいのではないかなと思います。

それと第三にですが、それぞれ各国の話の中に行政というのが非常に幅広い領域に渡っている、専門化がどんどん進んでいっ

ているというような話がございました。そういうことに対応するために、一つは、例えば法曹自身が、法律の専門家に留まらずに、法律知識だけではなく、そういう専門的な知識も持つべきだ、或いは少なくとも専門知を理解できるリテラシーを備えるべきだというような考え方も、一方ではもちろんあるわけです。ただそういうふうにすると、一方で、従来は結局アメリカもフランスも、それからドイツも日本も、法律知識を持っている人は、特殊法律技術的な能力を要する職を除けば、ジェネラリストとして活躍してきたということはおそらく共通だったと思うのですが、それとの矛盾のようなものが出てくるわけですね。そういうところで、専門的な知識を持っている人との協働というのがやはり今後方向性としては考えられるべきかなと思うところであります。同時に、そのような協働において、法学的思考方法がどのように有効かという問題にも取り組んでいく必要がありましょう。

以上のように、今日は勉強させていただきまして、我々の科研チームにとりましても、非常に良い機会になったと思います。皆さん本当にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。」

佐藤「それでは、これで、一〇時から始まりました国際シンポジウムを終了させていただきます。」